
く り り ん セ ン タ ー 等
長期包括的運轉維持管理業務委託事業
入 札 説 明 書

平成 22 年 5 月 10 日
十勝環境複合事務組合

くりりんセンター等長期包括的運転維持管理業務委託事業 入札説明書
目 次

はじめに	1
第1章 事業概要	2
1 公告日	2
2 発注者	2
3 事業名	2
4 事業実施場所	2
5 施設の概要	2
6 事業内容	3
7 入札参加者の募集等のスケジュール	4
8 審査委員会の設置	5
9 事務局	5
第2章 入札参加者に関する条件	6
1 入札参加者の備えるべき参加資格要件	6
2 入札参加資格の審査	8
3 SPCの設立に関する要件	8
4 構成企業の変更の制限	8
5 入札に関する手続	8
6 入札に関する留意事項	13
第3章 提出書類	15
1 参加資格申請時の提出書類	15
2 入札辞退時の提出書類	15
3 提案書等	15
第4章 提出書類作成要領	17
1 一般的事項	17
2 参加資格申請時の提出書類	17
3 入札書	17
4 技術提案書	17
第5章 事業条件	18
1 事業計画に関する条件	18
2 事業の継続が困難となった場合の措置	19
3 組合による本事業の実施状況の監視	20
第6章 提案書等の審査	21
1 審査の方法	21
2 審査事項	21
第7章 契約の概要	22
1 事業契約書（案）	22
2 契約の構成	22
3 契約手続	22
4 契約の締結	22
5 その他	22
別紙1 協定書の主な内容	23
別表1 事業者が行う業務の一覧（予定）	24
別表2 参考資料1及び参考資料2の一覧	25
別表3 リスク分担表	26
別図1 入札書の提出用封筒作成要領	28

はじめに

十勝環境複合事務組合（以下「組合」という。）は、くりりんセンター等長期包括的運転維持管理業務委託事業（以下「本事業」という。）に係る入札公告に基づく一般競争入札等を地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2に規定する総合評価一般競争入札により行う。

くりりんセンター等長期包括的運転維持管理業務委託事業入札説明書（以下「入札説明書」という。）は、組合が本事業を実施する落札者の募集及び選定をするに当たり、入札に参加しようとする者に配付するものである。入札参加者は、入札説明書の内容を踏まえ、入札に必要な提案書を提出しなければならない。

なお、入札説明書に併せて配付する要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書（案）、事業契約書（案）も入札説明書と一体の資料とし、これらの全資料を含めて「入札説明書等」とする。

第1章 事業概要

1 公告日

平成22年5月10日

2 発注者

十勝環境複合事務組合長職務代理者

十勝環境複合事務組合 副組合長 梶 敏

3 事業名

くりりんセンター等長期包括的運転維持管理業務委託事業

4 事業実施場所

くりりんセンター : 帯広市西24条北4丁目1-5

新一般廃棄物最終処分場 : 中川郡池田町字美加登279番10

5 施設の概要

本事業の対象とする施設の概要は以下のとおりである。

対象施設		概 要
くりりんセンター	立地場所	帯広市西24条北4丁目1-5
	供用開始	平成8年10月
	施設規模	①計量所：計量機3基 ②焼却施設 全連続燃焼式焼却炉(ストーカ式) 330t/日(110t/日×3炉) 蒸気条件：400℃、3.8MPa ③大型・不燃ごみ処理施設 110t/日 (破碎施設：80t/5h) (プラスチック減容圧縮施設：30t/5h) ④くりりん発電所 発電規模：8,600kW (汽力発電：7,000kW) (ガスタービン発電：1,600kW) ⑤くりりんプラザ アメニティホール、環境学習室、研修室、事務室、会議室 ⑥くりりんパーク パークゴルフ場：18ホール、全長830m アスチック・ジョギングコース：1周520m 北の樹木園：160種類以上
	処理対象物	一般廃棄物(可燃ごみ、不燃ごみ、大型ごみ、有害ごみ等) あわせ産業廃棄物(動植物残渣等)、災害廃棄物等
新一般廃棄物最終処分場(建設中)	立地場所	中川郡池田町字美加登279番10
	供用開始	平成23年4月(予定)
	施設規模	埋立容量：311,200m ³ 埋立面積：27,360m ² 浸出水処理施設：25m ³ /日 (凝集沈殿+逆浸透膜+減菌) 被覆型(浸出水処理水は無放流)
	処理対象物	くりりんセンターからの焼却残渣、不燃物、プラスチック圧縮物等、下水処理場からの沈砂

6 事業内容

本事業は、ごみ処理施設及び最終処分場の設置及び管理運営に関する事務を共同処理する組合の構成市町村から搬入される一般廃棄物、あわせ産業廃棄物等の処理を行うため、くりりんセンター等（くりりんセンター及び新一般廃棄物最終処分場の総称をいう。）の運転、維持管理、補修及び更新を含めた包括的な運転維持管理業務を委託するものである。

事業者（「第2章 3 SPCの設立に関する要件」に定める特別目的会社をいう。）は、搬入される廃棄物を適正（安定的、経済的、衛生的かつ安全）に処理するとともに、事業者の創意工夫のもと、サービスの水準を確保しつつ効率的な運転維持管理を行うものとする。

(1) 事業期間等

事業準備期間、乖離請求期間及び事業期間は次のとおりとする。

事業準備期間とは、事業者が、本施設の既存運転事業者等から円滑に業務を引き継ぐために必要な準備を行う期間である。なお、施設への立ち入りは、平成23年1月1日以降とする。乖離請求期間とは、事業者が本施設にかかる入札説明書等の記載内容と本施設の現況との間に著しい乖離を証明した場合、これら乖離に基づく費用負担等を組合へ請求できる期間である。

- ・ 事業準備期間

事業契約締結日から平成23年3月31日

- ・ 乖離請求期間

平成23年4月1日から平成24年3月31日までの1年間

- ・ 事業期間

平成23年4月1日から平成38年3月31日までの15年間

(2) 事業者の収入

本事業における事業者の収入は、事業者が実施する本施設の運転維持管理業務の対価として組合から支払われる委託料とする。委託料は、固定費と従量費（一般廃棄物等の搬入量に応じて変動）で構成されるものとする。

なお、事業準備に関し必要な費用は、全て事業者の負担とする。

(3) 業務範囲

事業者が行う本事業の業務範囲は次のとおりとし、一覧を別表1に示す。なお、具体的な業務の範囲については、要求水準書に示す。

ア 運転管理業務

(ア) くりりんセンター

(イ) 新一般廃棄物最終処分場

イ 維持管理業務

(ア) くりりんセンター

(イ) 新一般廃棄物最終処分場

ウ 環境管理業務

エ 資源物管理業務

オ 情報管理業務

カ その他関連業務

(4) 法令等の遵守

事業者は、本事業の実施にあたり、以下の法令等を遵守するとともに、各種基準、指針等についても本事業の要求水準と照らし合わせて適宜参考とすること。

- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・ 公害関係法令及び関係条例
- ・ ダイオキシン類対策特別措置法
- ・ 建築基準法、消防法及び関係法令
- ・ 労働基準法、労働安全衛生法及び関係法令
- ・ 組合の条例及び規則
- ・ その他関連する法令等

7 入札参加者の募集等のスケジュール

入札参加者の募集及び事業者の選定スケジュールは、下表のとおり予定している。

日付	内容
平成 22 年 5 月 10 日 (月)	入札公告
平成 22 年 5 月 10 日 (月) ～平成 22 年 5 月 21 日 (金)	入札説明書等の公表及び配布
平成 22 年 5 月 10 日 (月) ～平成 22 年 5 月 21 日 (金)	参考資料 1 の配布
平成 22 年 5 月 10 日 (月) ～平成 22 年 5 月 21 日 (金)	入札説明書等に関する質問の受付 (第 1 回)
平成 22 年 5 月 28 日 (金)	入札説明書等に関する質問の回答 (第 1 回)
平成 22 年 5 月 31 日 (月) ～平成 22 年 6 月 4 日 (金)	参加資格申請書類の受付
平成 22 年 6 月 11 日 (金)	資格審査結果の通知
平成 22 年 6 月 14 日 (月) ～平成 22 年 6 月 25 日 (金)	現地見学会及び参考資料 2 の閲覧
平成 22 年 6 月 14 日 (月) ～平成 22 年 6 月 28 日 (月)	入札説明書等に関する質問の受付 (第 2 回)
平成 22 年 7 月 5 日 (月)	入札説明書等に関する質問の回答 (第 2 回)
平成 22 年 8 月 6 日 (金)	提案書等 (入札書及び技術提案書) の受付
平成 22 年 10 月上旬	落札者の決定及び公表
平成 22 年 10 月中旬	基本協定の締結
平成 22 年 12 月中旬	事業契約締結

8 審査委員会の設置

本事業の事業者選定に当たり、公正性及び透明性を確保し、専門的知見に基づく評価を行うことを目的に、くりりんセンター等長期包括的運転維持管理業務委託事業提案審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

審査委員会は以下の3名の委員から構成される。

委員長	古市 徹	北海道大学大学院工学研究科 教授
委員	梅津 一孝	帯広畜産大学大学院畜産学研究科 教授
委員	栗原 英隆	社団法人全国都市清掃会議 技術顧問

9 事務局

本事業の事務局は次のとおりである。

事務局	十勝環境複合事務組合 くりりんセンター
所在地	〒080-2464 北海道帯広市西24条北4丁目1-5
TEL	0155-37-3550
FAX	0155-37-4119
E-mail	kuririncenter@tokachikankyou.or.jp
ホームページ	http://www.clean-recycle.jp/

第2章 入札参加者に関する条件

1 入札参加者の備えるべき参加資格要件

入札参加者は、以下の参加資格要件を全て満たすものとする。

(1) 入札参加者の構成等

ア 入札参加者は、SPCに出資する企業（以下「構成員」という。）とSPCに出資しない企業（以下「協力企業」という。構成員と協力企業を総称して、以下「構成企業」という。）で構成されるものとする。なお、構成企業は、構成員のみとすることも可能とする。

イ 入札参加者の構成企業には、十勝管内に本社を有する企業を少なくとも1者以上入れるものとする。

ウ 入札参加者の構成企業の企業数の上限は任意とするが、構成企業は本事業の実施に関して、それぞれ適切な役割を担う必要がある。そのため、参加表明書及び資格審査申請書類の提出時に、入札参加者の構成企業を本事業の遂行上果たす役割とともに明らかにするものとする。

エ 入札参加者は、構成員のうち下記「(2)入札参加者の参加資格要件」の「イ くりりんセンターの運転維持管理を行う者の参加資格要件」の(ア)及び(ウ)を満たす者を代表企業として定めるとともに、当該代表企業が入札参加手続きを行うものとする。

オ 参加表明書提出以降、入札参加者の構成企業の変更は原則として認めない。

カ 入札参加者の構成企業は、他の入札参加者の構成企業になることはできない。

(2) 入札参加者の参加資格要件

ア 入札参加者の共通参加資格要件

(ア) 組合が準用する帯広市契約規則第6条第3項の規定に基づく資格を有する者として帯広市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。

(イ) 代表企業は、事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。

イ くりりんセンターの運転維持管理を行う者の参加資格要件

くりりんセンターの運転維持管理を行う者は、構成企業全体で以下の要件を全て満たすものとする。

(ア) 運転維持管理業務の実績

以下に示す全ての運転維持管理業務実績を元請として1件以上有していること。

- ・ 全連続式焼却施設（ストーカ式焼却炉）（100 t／炉以上、かつ、2 炉以上）の運転維持管理業務の実績
- ・ 「2,000kW 以上(特別高圧)」、かつ、「蒸気条件 300℃、3.0MPa 以上」のボイラータービン式の発電設備を有する廃棄物中間処理施設の運転維持管理業務の実績
- ・ 粗大ごみ処理施設（80 t／日（5 時間）以上）の運転維持管理業務の実績

(イ) 全連続式焼却施設における焼却炉、ボイラー、情報処理システム（DCS）その他主要設備の更新工事の実績を元請として1件以上有していること。

(ウ) 廃棄物処理施設技術管理者の資格を有し、全連続式焼却施設（ストーカ式焼却炉）（100 t／炉以上、かつ、2 炉以上）の現場総括責任者としての経験を有する技術者を本事業の現場総括責任者かつ廃棄物処理施設技術管理者として事業開始後 2 年間以上配置できること。

ウ 新一般廃棄物最終処分場の運転維持管理を行う者の参加資格要件

新一般廃棄物最終処分場の運転維持管理を行う者は、構成企業全体で以下の要件を全て満たすものとする。

なお、これらの要件の中でいう業務実績及び業務経験は、一般廃棄物最終処分場、公共関与型産業廃棄物最終処分場におけるものに限るものとする。

- (ア) 最終処分場の運転維持管理業務実績を元請として1件以上有していること。なお、最終処分場の運転維持管理業務には、少なくとも浸出水処理施設の運転維持管理を含むものとする。
- (イ) 廃棄物処理施設技術管理者の資格を有し、最終処分場の業務経験を有する技術者を配置できること。

(3) 構成企業の制限

次に該当する者は、入札参加者となることはできない。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。
- イ 組合が準用する帯広市の建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置に関する要領による指名停止措置を受けている者。
- ウ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく罰金刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者。
- エ 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者。
- オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをなし又は申立てがなされている者（更生計画認可の決定がなされた場合を除く。）。
- カ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをなし又は申立てがなされている者（再生計画認可の決定がなされた場合を除く。）。
- キ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをなし又は申立てがなされている者。
- ク 清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始命令がなされた者。
- ケ 国税又は地方税を滞納している者。
- コ 組合が本事業に係るアドバイザー業務を委託している者及びかかる者と当該アドバイザー業務において提携関係にある者、又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。なお、本入札説明書において、「資本面において関連のある者」とは、総株主の議決権の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資を行っている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。

本事業に関し、組合のアドバイザー業務を行う者及び提携関係にある者は以下のとおりである。

- ・株式会社エイト日本技術開発
- ・東京青山・青木・狛法律事務所 ベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所（外国法共同事業）

2 入札参加資格の審査

組合は、入札参加者の備えるべき参加資格要件の確認を行うため資格審査を実施する。

- (1) 「第2章 1 (2)入札参加者の参加資格要件」及び「第2章 1 (3)構成企業の制限」の参加資格確認基準日は参加資格申請書類受付最終日とする。
- (2) 参加資格確認基準日の翌日から落札者決定日までの間、入札参加者の構成企業が入札参加資格要件を欠くような事態が生じた場合、組合は当該入札参加者を落札者決定のための審査対象から除外する。ただし、代表企業以外の構成企業が入札参加資格を欠くような事態が生じた場合で、当該入札参加者が、入札参加資格を欠いた構成企業に代わって、入札参加資格を有する構成企業を補充し、組合が入札参加資格を確認のうえ事業契約締結後の本事業の遂行に支障をきたさないと判断した場合は、当該入札参加者の入札参加資格を引き続き有効なものとして取り扱うことができるものとする。なお、この場合の補充する構成企業の入札参加資格確認基準日は、当初の構成企業が入札参加資格を欠いた日とする。
- (3) 落札者決定日の翌日から事業契約の締結までの間、落札者の構成企業が入札参加資格を欠くような事態が生じた場合、原則として組合は事業者と事業契約を締結しない。この場合において、組合は事業者に対して一切の費用負担を負わないものとする。
- (4) 入札参加資格のない者がした応募、入札参加資格を確認するための資料並びに提案書等に虚偽の記載をした者がした応募、及び入札に関する条件に違反した応募は、失格とする。

3 S P Cの設立に関する要件

- (1) 落札者は、事業契約締結までに会社法（平成17年法律第86号）に規定される株式会社としてS P Cを組合構成市町村内に設立すること。
- (2) S P Cへの出資は落札者の全ての構成員によるものとし、落札者の構成員以外の者の出資は認めない。また、落札者の構成員のうち、代表企業の出資比率は50%を超えるものとする。
- (3) 全ての出資者は、事業契約終了までS P Cの株式を保有するものとし、組合の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

4 構成企業の変更の制限

本事業の落札者となってから事業期間終了まで、構成企業及びその役割の変更及び追加等は、組合の事前の承諾がある場合を除き認めない。

5 入札に関する手続

- (1) 入札説明書等
 - ア 入札説明書等の公表
平成22年5月10日（月） 入札公告と同時
 - イ 入札説明書等の配布
入札説明書等（入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書（案）、事業契約書（案））を次のとおり配布する。また、組合のホームページからもダウンロードすることができる。
 - （ア） 配布日時
平成22年5月10日（月）から平成22年5月21日（金）までの午前9時から午後5時までとする。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23

年法律第 178 号) に規定する休日を除く。

(イ) 配布場所及びホームページ

「第 1 章 9 事務局」を参照

(2) 入札説明書等に関する質問の受付

入札説明書等の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

ア 質問回答の目的

第 1 回：入札説明書等及び参考資料 1 に関する質問を受け付ける。

第 2 回：入札説明書等、参考資料 1、参考資料 2 及び現地見学会時の内容に関する質問を受け付ける。

イ 受付期間

第 1 回：平成 22 年 5 月 10 日（月）から平成 22 年 5 月 21 日（金）午後 5 時まで。

第 2 回：平成 22 年 6 月 14 日（月）から平成 22 年 6 月 28 日（月）午後 5 時まで。

ウ 質問の方法

代表企業がとりまとめた質問について、様式第 1 号に質問内容を簡潔にまとめて記載し、電子メールにより提出すること。これ以外の方法（電話、口頭等）による質問は受け付けない。提出に当たって使用ソフトは、「Microsoft Excel」（Windows 版）とする。なお、入札参加者は電子メールを送付後、着信の確認を行うこと。

エ 提出先

「第 1 章 9 事務局」を参照

オ その他

入札説明書等に関する質問（第 2 回）については、資格審査を通過した入札参加者のみが行うことできるものとする。

(3) 入札説明書等に関する質問に対する回答の公表

入札説明書等に関する質問への回答は、以下の日程で組合のホームページにおいて公表する。なお、電話及び口頭での回答など個別には対応しない。不当に混乱を招くことが危惧されると判断された質問については、回答しない旨を回答書に記載する。

なお、組合は、多くの事業者の参入を促す観点から、公表日以前に回答の一部を公表する場合もある。適宜、組合ホームページにおいて確認すること。

第 1 回：平成 22 年 5 月 28 日（金）

第 2 回：平成 22 年 7 月 5 日（月）

(4) 参加資格申請書類の受付

次により参加表明書及び参加資格確認申請書等を受け付ける。

ア 受付期間

平成 22 年 5 月 31 日（月）から 6 月 4 日（金）までの午前 9 時から午後 5 時までとする。

ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。

イ 受付場所

「第 1 章 9 事務局」を参照

ウ 提出方法

直接持参するものとし、その他の方法は認めない。

エ 提出書類

「第3章 提出書類」に示すとおりである。

(5) 参加資格の審査

組合は、提出された参加表明書及び参加資格確認申請書等により本事業の参加資格要件を満たしているかどうかの審査を行う。

参加資格の審査結果については、平成22年6月11日（金）に入札参加者の代表企業に対し、書面にて通知する。

(6) 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

入札参加資格がないと認められた者は、組合に対しその理由について、次のとおり、書面（様式自由。ただし代表企業の代表者印を要する。）により説明を求めることができる。

組合は、説明を求められたときは、説明を求めた応募者の代表企業に対して、平成22年7月2日（金）までに書面により回答する。

ア 提出期限

平成22年6月21日（月）午後5時まで

ただし、持参の場合、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

イ 提出方法

郵送又は持参によるものとし、ファックス・電子メールによるものは受け付けない。

ウ 提出場所

「第1章 9 事務局」を参照

(7) 参考資料の配布及び閲覧

ア 参考資料1の配布

下記の参考資料の配布を希望する者は、様式第2-1号により、ファックス又は電子メールにより配布の申込みをした上、配布を受ける際に、様式第2-2号を提出し、参考資料1の配布を受けること。なお、入札参加者はファックス又は電子メールを送付後、着信の確認を行うこと。

配布する参考資料1の一覧は別表2を参照のこと。

(ア) 配布期間

平成22年5月10日（月）から平成22年5月21日（金）までの午前9時から午後5時までとする。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

(イ) 配布場所

「第1章 9 事務局」を参照

イ 参考資料2の閲覧

下記の参考資料の閲覧を希望する者は、様式第2-3号により平成22年6月9日（水）午後5時までにファックス又は電子メールにより閲覧の申込みをした上、閲覧の際に様式第2-4号を提出すること。なお、入札参加者はファックス又は電子メールを送付後、着信の確認を行うこと。

参考資料2の閲覧は、資格審査を通過した入札参加者のみ行えるものとする。

閲覧する参考資料2の一覧は別表2を参照のこと。

参考資料2の閲覧は、下記の期間及び場所にて行う。

(ア) 閲覧期間

平成 22 年 6 月 14 日（月）から平成 22 年 6 月 25 日（金）までの午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。

(イ) 閲覧場所

「第 1 章 9 事務局」を参照

(ウ) 閲覧にあたっての留意事項

- i) 閲覧は、午前又は午後の 3 時間を 1 単位とし、2 単位までとする。詳細の日時等については、組合で入札参加者間の日程を調整の上、別途平成 22 年 6 月 11 日（金）までに各入札参加者の代表企業に通知する。
- ii) 閲覧に供する参考資料の貸出は行わない。
- iii) 閲覧にあたっては、資料のコピー及びカメラ・ビデオなどの記録媒体の使用は行ってはならない。
- iv) 複数の企業による資料閲覧を希望する場合は、その内の 1 者が代表として、様式第 2-3 号により申し込むこと。但し、その場合でも、様式第 2-4 号は、閲覧に参加する各社が提出すること。
- v) 参考資料閲覧への参加者は 10 名以内とする。閲覧にあたっては、参加者の所属企業が確認できる身分証明書等を、参加者各自が持参すること。
- vi) 閲覧の際に、様式第 2-4 号の提出がない場合には、参考資料 2 の閲覧は行わせないものとする。

(8) 現地見学会

現地見学会を次のとおり開催する。現地見学会への参加を希望する入札参加者は、様式第 2-5 号により平成 22 年 6 月 9 日（水）午後 5 時までに、ファックス又は電子メールにて申し込みをした上、見学会の際に様式第 2-6 号を提出すること。なお、入札参加者はファックス又は電子メールを送付後、着信の確認を行うこと。

現地見学会は、資格審査を通過した入札参加者のみ参加できるものとする。

ア 見学会の期間

平成 22 年 6 月 14 日（月）から平成 22 年 6 月 25 日（金）までの午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。

イ 対象施設

くりりんセンター、新一般廃棄物最終処分場

ウ 見学会にあたっての留意事項

- (ア) 見学会は、午前又は午後の 3 時間を 1 単位とし、2 単位までとする。詳細の日時等については、組合で入札参加者間の日程を調整の上、別途平成 22 年 6 月 11 日（金）までに各入札参加者の代表企業に通知する。
- (イ) 現地見学では、カメラ・ビデオなどの記録媒体の使用は行ってはならない。
- (ウ) 複数の企業による見学を希望する場合は、その内の 1 者が代表として、様式第 2-5 号により申し込むこと。但し、その場合でも、様式第 2-6 号は、閲覧に参加する各社が提出すること。
- (エ) 見学会への参加者は 5 名以内とする。見学にあたっては、参加者の所属企業が確認できる身分証明書等を、参加者各自が持参すること。
- (オ) 見学の際に、様式第 2-6 号の提出がない場合には、施設の見学は行わせないものとする。

(9) 入札の辞退

入札参加者が、入札を辞退する場合は、できるだけ早い段階で入札辞退届（様式第 9 号）を提出すること。

(10) 提案書等の提出

入札参加者は、後記「第 3 章 提出書類」に示す提案書等を次のとおり提出すること。
なお、提出は代表企業が行うこと。

ア 提出日時

平成 22 年 8 月 6 日（金）午前 9 時 30 分から午後 2 時 30 分までとする。

イ 提出方法

持参によるものとする。

ウ 提出先

「第 1 章 6 事務局」を参照

(11) 開札

入札書の受付及び開札は、次のとおり行う。この際に、入札価格の公表は行わない。

ア 日時

平成 22 年 8 月 6 日（金）午後 3 時

イ 場所

十勝環境複合事務組合 くりりんセンター 会議室

ウ 開札は、入札参加者又はその代理人を立ち合わせて行うこととし、立会いを行う者は、各入札参加者で 1 名とする。また、代理人が開札に立会う場合、開札に関する委任状（様式第 16 号）を、当日持参しなければならない。なお、入札参加者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない組合職員を立ち合わせて行う。

エ 開札場には、入札参加者又はその代理人及び入札事務に関係のある組合職員（以下「入札関係職員」という。）、並びに上記ウなお書きの立会職員以外の者は、入場することができない。

オ 入札参加者又はその代理人は、開札開始時刻後においては、開札場に入場することができない。

カ 入札参加者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員に身分証明書を提示しなければならない。代理人は、開札に関する委任状（様式第 16 号）をもって、身分証明書に替えることとする。

キ 入札参加者又はその代理人は、入札関係職員が特にやむ得ない事情があると認めた場合を除き、開札場を退場することができない。

ク 開札場において、次の各号の一つに該当するものは当該開札場から退去させる。

（ア） 公正な執行を妨げようとした者

（イ） 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために連合した者

ケ 開札においては、入札価格が予定価格の範囲内であるかの確認を行う。当該範囲内の入札書を提出した者がいないときは、入札の執行を取りやめる。

(12) 技術提案書に関するヒアリング

審査委員会は、入札参加者に対し、次のとおりヒアリングを行う。

ア 開催日時（予定）

平成 22 年 9 月下旬

（ヒアリングの順番は、提案書の受付順とする。）

- イ 場所（予定）
「第1章 9 事務局」を参照
- ウ 当日配布書類
プレゼンテーションに用いる「Microsoft PowerPoint」の印刷物のみ可とする。
- エ 実施方法
ヒアリングは入札参加者毎に行い、時間は1入札参加者につき50分程度（入札参加者によるプレゼンテーション30分、質疑応答20分）を想定する。
- オ 使用可能ソフト
「Microsoft PowerPoint」（Windows版、バージョン：PowerPoint2000）
- カ その他
入札参加者のヒアリング時間、プレゼンテーションの方法等の詳細は、代表企業に対し、書面にて事前に別途通知する。

6 入札に関する留意事項

- (1) 入札説明書等の承諾
入札参加者は、提案書等の提出をもって、入札説明書等及び追加資料の記載内容を承諾したものとみなす。
- (2) 費用負担
応募に関し必要な費用は、全て入札参加者の負担とする。
- (3) 入札保証金
免除
- (4) 使用する言語、計量単位、通貨単位及び時刻
入札に関して使用する言語は日本語、計量単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。
- (5) 提案書等の取扱い
 - ア 著作権
入札参加者から入札説明書等に基づき提出される書類の著作権は、入札参加者に帰属する。
 - イ 特許権等
提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負う。
 - ウ 提案書等の変更等の禁止
入札参加者は、提出期限以降における提案書等の差し換え及び再提出をすることができない。
 - エ 提案書等の使用等
提出された提案書等は、落札者の決定等に関わる公表等以外に入札参加者に無断で使用しない。その他組合が本事業に関し必要と認める用途に用いる場合は、組合はこれを無償で使用することができるものとする。
なお、提出された提案書等は返却しない。

- (6) 組合が提示する参考資料の取扱い
組合が提示する参考資料は、入札に係る検討以外の目的で使用してはならない。また、この検討の範囲内であっても、組合の了承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させたり、又は内容を提示してはならない。
- (7) 入札無効に関する事項
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
ア 入札参加者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札
イ 「第2章 5 (10) ア 提出日時」に示す所定の日時及び場所に到達しない入札
ウ 入札書に記名、押印のない入札
エ 同一事項に対し2通以上の入札書を提出した入札
オ 入札書の内容を確認できない入札
カ 代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
キ 入札に関し不正行為があった者のした入札
ク その他組合が準用する帯広市契約規則に定める入札に関する条件に違反した入札
- (8) 入札の延期等
組合が必要と認めたときは、入札を延期し、中止し、又は、取り消すことがある。
- (9) 概算事業費
組合は、以下のとおり概算事業費を積算しているので、参考までに公表する。
ア 概算事業費
概算事業費 20,102,672,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）
イ 留意事項
(ア) 概算事業費は、事業期間にわたる対価を単純に合計した金額（現在価値換算前の実額ベース）である。
(イ) 概算事業費には、事業契約に規定する物価変動等に応じた改定は見込んでいない。
- (10) その他
ア 入札参加者が1者であった場合も、落札者決定基準に従い提案書等の審査を行う。
イ 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触することのないように留意すること。また、入札参加者は、入札説明書に定めるもののほか、他関係法令を遵守すること。
ウ 入札説明書に定めるもののほか、入札に当たって必要な事項が生じた場合には、参加資格の審査結果の通知前においては組合ホームページにおいて公表する。適宜、ホームページにおいて確認すること。また、参加資格の審査結果の通知後においては入札参加者の代表企業に通知する。
エ 組合が提示する資料及び回答書は、入札説明書等と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。

第3章 提出書類

1 参加資格申請時の提出書類

参加資格申請の際は、以下の書類をまとめて1部提出すること。

提出書類	部数	様式
参加表明書	1部	様式第3号
構成員及び協力企業一覧表		様式第4号
参加資格確認申請書		様式第5号
委任状（代表企業）		様式第6号
委任状（代理人）		様式第7号
各業務を担当する者の要件を証明する書類		様式第8号

2 入札辞退時の提出書類

入札辞退の際は、以下の書類を1部提出すること。

提出書類	部数	様式
入札辞退届	1部	様式第9号

3 提案書等

入札の際は、以下の書類を提出すること。

提出書類	部数	様式	
入札提出書類提出届等	1部	様式第10～11号	
入札書	1部	様式第12号	
技術 提案書	運転維持管理業務に関する提案書	20部	様式第13号
	事業計画に関する提案書	(正1部)	様式第14号
	添付資料	副19部)	様式第15号
提案書の電子データ	3部 (CD-R)		

- (1) 入札提出書類提出届等
 - ア 入札提出書類提出届 (様式第10号)
 - イ 要求水準に関する確認書 (様式第11号)
- (2) 入札書
 - ア 入札書 (様式第12号)
- (3) 運転維持管理業務に関する提案書
 - ア 運転維持管理体制 (様式第13号-1～2)
 - イ 運転管理業務 (様式第13号-3)
 - ウ 運転計画（くりりんセンター 焼却施設） (様式第13号-4)
 - エ 維持管理業務 (様式第13号-5)
 - オ 点検検査項目 (様式第13号-6)
 - カ 補修項目 (様式第13号-7)
 - キ 更新工事項目 (様式第13号-8)

ク	環境管理業務	(様式第 13 号-9)
ケ	その他管理業務	(様式第 13 号-10)
(4)	事業計画に関する提案書	
ア	経営計画・事業収支計画	(様式第 14 号-1)
イ	S P C の出資構成	(様式第 14 号-2)
ウ	事業収支計画	(様式第 14 号-3)
エ	費用明細書	(様式第 14 号-4)
オ	リスク管理計画	(様式第 14 号-5)
カ	リスク管理方法	(様式第 14 号-6)
キ	信用補完手段	(様式第 14 号-7)
ク	地域振興	(様式第 14 号-8)
(5)	添付資料	(様式第 15 号)

第4章 提出書類作成要領

1 一般的事項

各提出書類を作成するに当たっては、組合の指示がない限り、次の事項に留意すること。

- (1) 各提出書類に用いる言語は日本語、通貨は円、単位はSI単位とする。また、原則として横書きで記述する。
- (2) 様式集の各様式に記載されている指示に従うこと。

2 参加資格申請時の提出書類

参加資格申請時の提出書類を作成するに当たっては、特に組合の指示がない限り、次の事項に留意すること。

- (1) 参加資格確認申請書を表紙として、提出書類を所定の順番でまとめ、A4版・縦・左綴じとして1部提出すること。
- (2) グループ名の記入においては、会社名が特定できないような名称とすること。

3 入札書

入札書を作成するに当たっては、組合の指示がない限り、次の事項に留意すること。

- (1) 入札書(様式第12号(別紙1~2を含む。))は、封筒に入れ、密封して提出すること。封筒の表書き等については、本書別図1を参照すること。
- (2) 入札価格は、事業期間にわたる対価を単純に合計した金額(現在価値換算前の実額ベース)とし、事業契約書(案)別紙10に基づいて算定すること。また、事業契約に規定する物価変動等に応じた改定は見込まないこと。
- (3) 入札価格には、消費税及び地方消費税を加えないこと。
- (4) 事業計画に関する提案書との整合性を確保すること。

4 技術提案書

提案書を作成するに当たっては、特に組合の指示がない限り、次の事項に留意すること。

- (1) 様式毎に様式集に示す所定のページ数とし、所定の順番でまとめ、「運転維持管理業務に関する提案書」、「事業計画に関する提案書」及び「添付資料」を1冊に取りまとめ、A4版(A3版書類についてはA4版に折込み)・縦・横書き・片面・左綴じとして、各20部提出すること。また、技術提案書の本文の文字サイズは10.5ポイント以上を用いること。ただし、図表に用いる文字はその限りではない。各提案書及び参考資料に各ページの下中央に通し番号(1/●~●/●)をふり、組合から送付された参加資格確認結果通知書に記載された「受付グループ名」を右下欄に記入する。
- (2) 提案書のうち文章で記載するものについては、図表、絵及び写真等を使用してよい。また、着色は自由とする。
- (3) ロゴマークの使用を含めて、構成企業名がわかる記述を避けること。ただし、提案書のうちの正本1部については、表紙及び表紙以外の各様式においては構成企業名を明らかにすること。
- (4) 各様式の記載事項については、様式間の不整合がないよう留意すること。
- (5) 組合に提出する提案書の電子データは、基本的にはMicrosoft Word(windows版とし、バージョンは2000以後とする。)、事業収支計画表(様式第14号-3)等はMicrosoft Excel(windows版とし、バージョンは2000以後とする。)を使用すること。なお、図等を文書に貼り付ける場合は、上記ソフト以外のものを使用してもよい。

第5章 事業条件

本事業の実施に係る条件は次のとおりである。入札参加者は、これらの条件を踏まえて、提案書等を作成すること。

1 事業計画に関する条件

(1) 施設・設備等の使用

事業者は、本事業を実施する範囲において必要な施設、設備及び要求水準書に明示する「組合が所有する車両・重機一覧」を無償で使用することができる。

(2) 組合が支払う委託料

ア 委託料の考え方

事業契約書（案）を参照のこと。

なお、委託料を積算する際は、要求水準書に示す年間処理量が事業期間にわたって継続されるものと考え、提案書等を作成すること。

施 設	要求水準書における対応箇所
くりりんセンター焼却施設	3. 3. 1 (3) 処理対象物と年間処理量
くりりんセンター大型・不燃ごみ処理施設	3. 4. 1 (3) 処理対象物と年間処理量
新一般廃棄物最終処分場	3. 5. 2 (1) 埋立物と埋立量

イ 委託料の平準化

組合は、要求水準書に示す「別表2 直近5年間の更新計画（参考）」の実施時期等を踏まえ、事業期間の各年度に支払う委託料を積算しているが、入札参加者は、極力委託料の平準化に努めた事業計画を立案し、提案を行うこと。

ウ 提案にあたっての留意事項

各施設の費用に関する提案にあたっては、以下の点に留意すること。

- a 計量所及びくりりん発電所の運転維持管理費用については、焼却施設の中で見込むこと。
- b くりりんセンター外構施設（焼却施設、大型・不燃ごみ処理施設、くりりんプラザ、くりりんパークを除く、くりりんセンターにある施設、設備の全てをいう。）の運転維持管理費用については、くりりんパークの中で見込むこと。

(3) 特定調達品の調達等

事業者は、本施設の運転維持管理業務に必要な調達を自ら行うものとするが、「特定調達品のリスト」（「第2章 5 (7) イ 参考資料2の閲覧」を参照のこと。）に示す本施設の工事請負企業（以下「施工企業」という。）の製品（以下「特定調達品」という。）の調達に際し、施工企業の協力を求めることができるものとする。

また、特定調達品の定期点検、部品等の調達、補修・更新工事において、自ら代替品の調達を行うことが困難な場合、施工企業の協力により合理的な条件で調達することができるものとする。

なお、上記の内容に関して、組合と施工企業は、特定調達品の供給等に関する協定を締結している。協定書の概要については、「別紙1 協定書の主な内容」を参照のこと。

(4) 更新工事に関する契約書の提出

事業者は、更新工事に係る契約書の写しを組合に提出すること。なお、当該契約書には、更新工事による瑕疵及び保証期間に関する内容を含むものとする。

(5) リスク管理の方針

ア 基本的考え方

本事業における運転維持管理の責任は、原則として事業者が負う。ただし、組合が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、別途事業者との協議の上、組合は応分の責任を分担する。

イ リスク分担

予想されるリスク及び組合と事業者との責任分担は、原則として「別表 3 リスク分担表」に定めるとおりとし、責任分担の程度や具体的な内容については、事業契約で定める。

(6) 保険

ア 組合は、災害等に備えて、本施設の災害等による損害を担保する目的で、(社) 全国市有物件災害共済会の「建物総合損害共済」に加入する。

イ 事業者の帰責事由によって損害が生じた場合には、組合は事業者に対して損害賠償請求権を有する。ただし、事業者が付保する保険金により補填された部分は控除されるものとする。

ウ 事業者は第三者賠償保険等の必要な保険に加入すること。

(7) 資金調達

入札参加者が、事業実施に際し必要となる資金等を金融機関等より調達することを想定する場合は、金融機関等より当該資金調達に係る関心表明書を徴求する等の対応により、資金調達が確実に行われるよう配慮すること。

(8) 事業者の本社登記

事業者の本社登記は、十勝環境複合事務組合構成市町村内とすること。

(9) 雇用への配慮

ア 雇用については、地元及び経験者の採用に配慮すること。

イ 関係法令等に基づく雇用基準等を遵守すること。

(10) 地域への配慮

事業者は、本事業の実施にあたり地域環境、地域経済及び地域住民に配慮すること。

(11) 業務の委託

事業者は、本業務の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、事業者があらかじめ書面により、本業務の一部について、第三者に委託し、又は請け負わせることについて、組合の承諾を得た場合はこの限りではない。

2 事業の継続が困難となった場合の措置

(1) 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

ア 事業者の提供するサービスが、事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により

- 債務不履行又はその懸念が生じた場合、組合は、事業者に対して、是正勧告を行い、一定期間内に改善策の提出、実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善することができなかつたときは、組合は、事業契約を解除することができる。
- イ 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、組合は事業契約を解除することができる。
- ウ 前2号の規定により組合が事業契約を解除した場合、事業者は、組合に生じた損害を賠償しなければならない。
- (2) 組合の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合
- ア 組合の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は事業契約を解除することができる。
- イ 前号の規定により事業者が事業契約を解除した場合、組合は、事業者に生じた損害を賠償する。
- (3) 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合
不可抗力その他組合又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、組合及び事業者双方は、事業継続の可否について協議する。なお、一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前に書面によるその旨の通知をすることにより、組合及び事業者は、事業契約を解除することができる。
- (4) その他
その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約に定める。

3 組合による本事業の実施状況の監視

組合は、契約に基づき提供される業務水準を確認するため、本事業の実施状況の監視を次のとおり行う。

- (1) 財務状況
事業者は、組合に対し、毎事業年度終了後3ヶ月以内に、会社法（平成17年法律第86号）上作成が要求される各事業年度の決算期に係る財務諸表を提出するものとする。
組合は、必要に応じ、事業者に対し、随時財務状況の報告を求めることができる。
- (2) 業務実施状況
組合は、事業者が提出する、運転日誌、日報、月報及び年報等により、事業者の業務実施状況を監視する。また、組合は、施設の運転管理業務等の状況把握を目的として、随時、書面及び現地調査等により事業者の業務実施状況の確認を行う。
- (3) 業務の是正勧告
組合は、事業者が事業契約書及び要求水準書に定める要求水準を満足していないことが判明した場合、事業者に対し是正勧告を行い、一定期間内に、改善策の提出、実施を求めることができる。
組合は、事業者に対して是正勧告を行った場合、事業者に支払う業務委託費を減額することがある。
また、組合の是正勧告にもかかわらず、事業者が改善策を提出せず又は改善策を実行しない場合、組合は自ら改善を行い、その費用を事業者に求償することができる。

第6章 提案書等の審査

1 審査の方法

(1) 提案書等の審査

審査委員会は、あらかじめ設定した落札者決定基準に従って、提案書等の審査を総合評価により行い、落札者を選定する。総合評価は、入札参加者から提出された技術提案書及び入札書について、各評価項目及び入札価格の評価に応じて得点を付与し、それらを合計した総合点数の最も高い者を落札者として選定する。

なお、審査委員会は非公開とする。

(2) 技術提案書に関するヒアリング

審査委員会は、技術提案書の審査及び評価を行うにあたり入札参加者に対し、ヒアリングを行う。なお、ヒアリングについては、入札参加者の独自のノウハウに関する内容も含むことが想定されることから、非公開のもとで実施することを予定している。

(3) 落札者の決定

ア 組合は、審査委員会の審査を踏まえ、落札者を決定する。

イ 入札結果は、平成22年10月上旬に入札参加者（代表企業）に文書で通知するとともに組合のホームページにて公表する。電話等による問い合わせには応じない。

ウ 審査の客観的評価等については、落札者との基本協定締結後、組合のホームページにて公表する。

エ 入札結果については、書面（様式自由。ただし代表企業の代表者印を要する。）により説明を求めることができる。提出方法は、郵送又は持参によるものとする。

2 審査事項

審査事項は、落札者決定基準に示す。

第7章 契約の概要

1 事業契約書（案）

組合と事業者が締結する事業契約書の内容については、事業契約書（案）に示す。

2 契約の構成

組合と落札者及び事業者が締結する契約、及びこれに係る協定については以下のとおり構成される。



(1) 基本協定書

組合と落札者との間で締結する基本協定書の内容については、基本協定書（案）に示す。基本協定書は落札者決定後、組合と落札者との間で、事業契約書の締結に向けてなされる、組合及び落札者の双方の協力等について定める。

(2) 事業契約書

組合と事業者との間で締結し、事業期間中の組合と事業者の役割、責任分担について明確化する。

3 契約手続

(1) 組合は落札者を決定し、落札者は事業者となる特別目的会社（SPC）を会社法に定める株式会社として設立する。

(2) 組合はSPCと契約を締結する。

(3) 契約保証金

契約保証金は、事業期間中に組合が支払う各年度の委託料の額の100分の10以上の金額とする。

ただし、落札者が保険会社との間に組合を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合については、契約保証金の全部又は一部を免除する。

また、契約保証金に代わる担保として、政府の保証債権等の提供、あるいは組合が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4号に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもってかえることができるものとする。

4 契約の締結

契約等の締結スケジュールは、以下を予定している。

(1) 基本協定の締結 平成22年10月中旬

(2) 事業契約の締結 平成22年12月中旬

5 その他

落札者が契約を締結しない場合は、総合評価一般競争入札の総合評価得点の高い者から順に契約交渉を行い、合意に達した場合、随意契約により契約を締結する。

別紙1 協定書の主な内容

組合と施工企業は、特定調達品の調達等に係る協力事項及び条件等に関し、次のとおり合意する。

- ・ 施工企業は、事業者が特定調達品の調達・設置（搬入・取付け・試運転を含むものとする。）及びその他本施設の維持管理に必要な工事施工等を委託しようとする場合、合理的な理由なしにこれを拒否せず、誠実に対応する。
- ・ 施工企業は、事業者が特定調達品の調達・設置（搬入・取付け・試運転を含むものとする。）及びその他本施設の維持管理に必要な工事施工等を求めた場合、事業者に対する特定調達品の供給やその他工事施工等の受託の条件（費用及び納期等）を、原則として組合との取引実績に基づいて定める。
- ・ 施工企業による提示条件が、組合との同種の取引実績から乖離・逸脱する場合、組合と施工企業の協議により、条件の見直しを行うものとする。
- ・ 受託者は、自らの責任において施工企業以外の企業から特定調達品やその他本施設の維持管理に必要な工事施工等を調達することができる。その場合、事業者は、施工企業以外から調達することに伴う一切の責任を負う。

別表1 事業者が行う業務の一覧（予定）

業務範囲	くりりんセンター					新一般廃棄物 最終処分場		備考
	計量所	焼却 施設	大型・不燃 ごみ処理 施設	くりりん プラザ	くりりん パーク	埋立地	浸出水処 理施設	
1 運転管理業務								
1) 受付管理	○						○	
2) 計量	○						○	
3) 施設までの案内・指示	○						○	
4) 料金収納	○							
5) 施設の運転(適正処理)		○	○			○	○	
6) 搬入物の性状分析		○	○					
7) 搬入管理		○	○			○		
8) 焼却処理対象物の搬出			○					
9) 最終処分物の搬出		○	○					
10) 資源物等の搬出			○					
11) 搬出物の性状分析		○	○					
12) 運転管理体制の整備	○	○	○			○	○	
13) 運転計画の作成		○	○			○	○	
14) 運転管理マニュアルの作成・ 実施		○	○			○	○	
15) 運転管理記録の作成	○	○	○			○	○	
2 維持管理業務								
1) 備品・什器・物品・用役の調 達計画	○	○	○	○	○	○	○	
2) 備品・什器・物品・用役の管 理	○	○	○	○	○	○	○	
3) 点検・検査計画の作成	○	○	○	○	○	○	○	
4) 点検・検査の実施	○	○	○	○	○	○	○	
5) 補修計画の作成	○	○	○	○	○	○	○	
6) 補修の実施	○	○	○	○	○	○	○	
7) 施設の保全	○	○	○	○	○	○	○	
8) 更新計画の作成	○	○	○	○	○	○	○	
9) 更新工事の実施	○	○※1	○※1	○	○	○	○	※1:大規模な更新工事が発生する予定である。
10) 改良保全	○	○	○	○	○	○	○	運営段階における事業者の提案による
11) 清掃	○	○	○	○	○	○	○	
12) 安全衛生管理・作業環境管 理	○	○	○	○	○	○	○	
13) 建築物の機能維持	○	○	○	○	○	○	○	
14) 建築物の点検管理	○	○	○	○	○	○	○	
15) 施設見学者等への対応	○	○	○	○	○	○	○	
16) 案内展示設備の点検・修理・ 更新		○	○	○	○		○	
17) 啓発施設の設備管理				○				
3 環境管理業務								
1) 環境保全基準の設定		○	○			○	○	
2) 環境保全計画の策定・実施		○	○			○	○	
3) 作業環境管理基準の設定	○	○	○	○	○	○	○	
4) 作業環境管理計画の策定・ 実施	○	○	○	○	○	○	○	
4 資源物管理業務								
1) 資源物の管理			○					
5 情報管理業務								
1) 運転管理記録報告	○	○	○			○	○	
2) 点検・検査報告	○	○	○	○	○	○	○	
3) 補修・更新報告	○	○	○	○	○	○	○	
4) 環境管理報告		○	○			○	○	
5) 作業環境管理報告	○	○	○	○	○	○	○	
6) 資源物管理報告			○					
7) 施設情報管理	○	○	○	○	○	○	○	

別表 2 参考資料 1 及び参考資料 2 の一覧

■配布する参考資料 1 の一覧

くりりんセンター（焼却施設、大型・不燃ごみ処理施設）
<ul style="list-style-type: none"> ■ 全体フローシート ■ 全体配置図・機器配置図 ■ 事業費履歴 ■ 整備実績概要書 ■ 使用重機一覧（現状） ■ 外部処理委託品一覧 ■ 主な予備品・消耗品（参考） ■ くりりんセンター法定点検項目（次回検査予定）一覧 ■ 運転実績 ■ 搬入車両データ ■ くりりんプラザ・パークの維持管理内容 ■ 搬入車取り扱い及び手数料等収納作業の流れ ■ 搬入管理方法（現状） ■ 窓口・施設見学対応（現状） ■ 搬出物及び搬出量
新一般廃棄物最終処分場
<ul style="list-style-type: none"> ■ 全体配置平面図、埋立地断面図 ■ 水処理施設フローシート ■ 水処理施設機器配置図 ■ 維持管理計画書

■閲覧に供する参考資料 2 の一覧

くりりんセンター（焼却施設、大型・不燃ごみ処理施設）	
<ul style="list-style-type: none"> ■ 竣工関連図書 <ul style="list-style-type: none"> ・ 竣工図（承諾申請図書ベース） ・ 全体取扱説明書 ・ 予備性能・引渡性能試験報告書 ・ 単体機器試験成績書 ・ 主要設備概要資料 ・ 特定調達品リスト ■ 電気工作物保安規定 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 運転・維持管理関連図書 <ul style="list-style-type: none"> ・ 運転データ（DCS 出力帳票） ・ 各種測定データ（排ガス、熱しゃく減量、ごみ質分析値、焼却灰・飛灰固化物重金属測定値、放流水測定値、作業環境測定値）
新一般廃棄物最終処分場	
<ul style="list-style-type: none"> ■ 実施設計図書 <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置届出書 ・ 設計図 ・ 確定仕様書 ・ 特定調達品リスト 	

以 上

別表3 リスク分担表

段階	リスクの種類	リスクの内容	分担者	
			組合	事業者
共通	計画変更	事業計画の変更及び入札説明書等の誤りに関するもの	○	
		事業者の判断の不備によるもの		○
	資金調達	事業者の事業の実施に必要な資金調達に関するもの		○
	契約締結	組合の事由により、事業者と契約が結べない、又は契約手続きに時間を要する場合	○	
		事業者の事由により、組合と契約が結べない、又は契約手続きに時間を要する場合		○
	政策変更	組合に関わる政策の変更(本事業に直接的影響を及ぼすもの)	○	
	法令等変更(税制変更を含む)	事業に直接影響を及ぼす法令等の新設・変更	○	
		上記以外の法令等の新設・変更		○
	許認可取得	組合が取得すべき許認可の遅延に関するもの	○	
		事業者が取得すべき許認可の遅延に関するもの		○
	第三者賠償	本施設の調査、運転維持管理による騒音・振動・地盤沈下等による場合		○
		事業者が善良な管理者としての注意義務を怠ったことによる損害の場合		○
	住民対応	事業内容等、事業そのものに関する住民反対運動、訴訟	○	
		事業者が行う調査、運転維持管理に関わる住民反対運動、訴訟		○
	調査内容に関するもの	組合が実施した調査等によるもの	○	
		事業者が実施した調査等によるもの		○
	事業の中止・延期	組合の指示等によるもの ^{注1}	○	△
		事業者の事業放棄、破綻によるもの		○
	周辺環境の保全	事業者の業務に起因して環境に影響を及ぼしたものの		○
	債務不履行	組合による債務不履行	○	
事業者による債務不履行			○	
土地の瑕疵	土壌・地下水汚染等、土地の瑕疵に関するもの	○		
物価変動	事業開始後の物価変動 ^{注2}	○	△	
金利変動	金利変動		○	
不可抗力	天災・暴動等自然的又は人為的な事象のうち、通常の見可能な範囲を超えるもの ^{注3}	○	△	
計画	応募コスト	提案書作成の費用負担		○
運営	支払い遅延・不能	組合の支払い遅延・不能に関するもの	○	
	ごみ量変動	計画した廃棄物量が確保できない ^{注4}	○	△
	ごみ質変動	計画した廃棄物質が確保できない ^{注5}	○	△

※:○:主分担 △:従分担

段階	リスクの種類	リスクの内容	分担者	
			組合	事業者
運営	搬入管理	本施設へのごみの搬入管理において、事業者が善良な管理者としての注意義務を怠ったことによる損害の場合		○
		上記以外	○	
	運営費上昇	組合の指示等による運転維持管理費の増大	○	
		上記以外(ただし、不可抗力による場合は除く。)の要因による運転維持管理費の増大(物価変動によるものは除く。)		○
	施設損傷	組合及び第三者に起因する事故及び火災等災害による施設の損傷(事業者の管理不備の場合を除く。)	○	
		事業者に起因する事故及び火災等災害等による施設の損傷		○
	要求水準の未達	要求水準の未達(更新工事等の施工不良等を含む。)		○
安定稼働	事業者の行った業務に起因しない事由により安定稼働できない場合に、処理能力を確保できないリスク	○		
改良保全リスク	施設の改良保全に起因するもの ^{注6}		○	
終了時	施設の健全性	事業期間満了時における要求水準の保持		○
	終了手続き	終了手続きに伴う諸費用の発生に関するもの、事業会社の清算手続きに伴う評価損益等		○

※:○:主分担 △:従分担

表中の「注」については以下に示すとおりである。詳細は、入札説明書等に示す。

注1:組合の指示等による事業の中止・延期については、履行済み未払い分及び中止等に伴って事業者が生じる損害については組合が負担する。

注2:事業開始後の物価変動については、一定程度までの変動は事業者の負担であり、それ以上は組合が負担する。

注3:不可抗力における1事業年度における費用負担については、一定程度までは事業者が負担し、それ以上は組合が負担する。

注4:ごみ量変動については、固定費及び従量費の2料金制を採用することにより対応する。計画ごみ量に対して著しい変動があった場合には、組合、事業者の協議による。

注5:ごみ質変動については、計画ごみ質の範囲内では、合理的な理由がない限り、ごみ質の変動による委託料等の見直しは行わない。計画ごみ質に対して著しい変動があった場合には、組合、事業者の協議による。

注6:事業者よりなされる改良保全提案により改良された設備、機器に対する責任は事業者となる。なお、改良保全提案の採用の可否は組合が判断を行い、その場合の費用、委託料等への反映方法等については、組合、事業者の協議による。

別図1 入札書の提出用封筒作成要領

封筒：表

事業名	くりりんセンター等長期包括的運転維持管理業務委託事業
-----	----------------------------

封筒：裏

代表企業
□□県□□市□□町□□番□□号
□□□□株式会社

その他

- ・ 縦書きも可とする。
- ・ 表面の「入札書」は朱書きとする。
- ・ 封筒の大きさは、長形3号（120mm × 235mm）
- ・ 封筒中には、様式第12号（別紙1から別紙2を含む。）